

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目次

◇ 告 示

- 保険薬剤師の登録（保険課）
- 被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
- 土地改良事業の認可（農村整備課）
- 土地改良事業計画の変更の認可（〃）
- 都市公園の区域の変更（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（〃）
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

告 示

鳥取県告示第三百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
遠藤 宏子	鳥薬第七三〇号	平成二年三月六日
加藤 久子	鳥薬第七三一号	平成二年三月八日

鳥取県告示第三百十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	平成二年三月十四日
中村歯科医院	鳥取市扇町三一一	〃

鳥取県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業宮場地区農業用排水）を平成二年三月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（広岡）地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年三月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用す

る同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十四号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市布勢、桂見、里仁及び大桶

三 変更に係る区域

鳥取市里仁字堤谷、字堤谷ノ一、字堤谷ノ二、字広畑、字岩ヶ谷ノ一及び字岩ヶ谷ノ二地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

平成二年四月一日

（「別紙図面」は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月十六日 鳥取県指令受都計三―二第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長六三五―一

株式会社徳田商店

代表取締役 徳田忠志

鳥取県告示第三百十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成二年三月二十四日から施行する。

平成二年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社島根銀行の項中

株式会社山陰合同銀行
倉吉支店
株式会社山陰合同銀行
東伯支店

合同銀行

に改める。

を
倉吉支店

倉吉市明治町

株式会社山陰
倉吉支店

倉吉支店	倉吉市明治町
八橋出張所	東伯郡東伯町 大字八橋